

資料

成年後見関係事件の概況

——平成25年1月～12月——

最高裁判所事務総局家庭局

資料

本資料は、平成25年1月から12月までの1年間における、全国の家裁裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがある。また、グラフ中の各項目別割合は、原則として、小数点第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

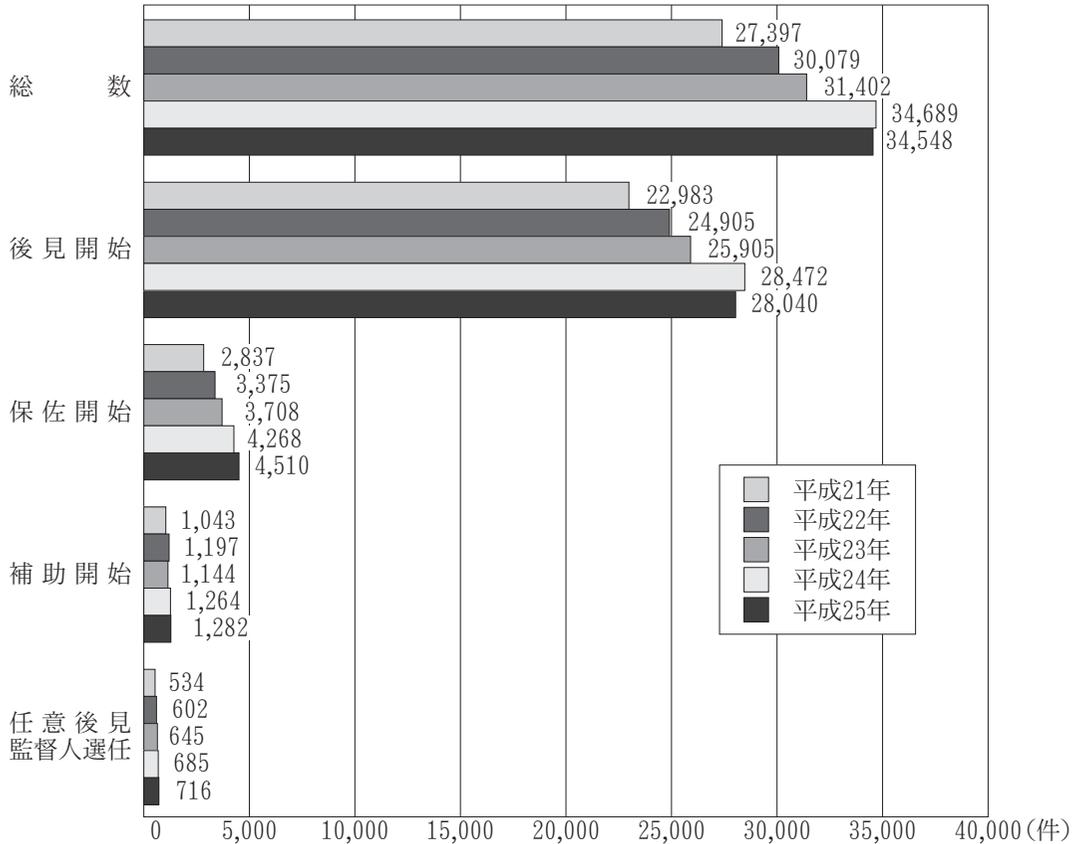
○ 以下につき、再集計による数値の訂正を行った。（平成26年8月1日）

- ・（資料6）本人の男女別・年齢別割合
- ・7 鑑定について
- ・参考 後見制度支援信託の利用状況について
- ・（参考資料）信託財産額の分布

1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で34,548件（前年34,689件）であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は28,040件（前年は28,472件）で、対前年比約1.5%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は4,510件（前年は4,268件）で、対前年比約5.7%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は1,282件（前年は1,264件）で、対前年比約1.4%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は716件（前年は685件）で、対前年比約4.5%の増加となっている。

(資料1) 過去5年における申立件数の推移



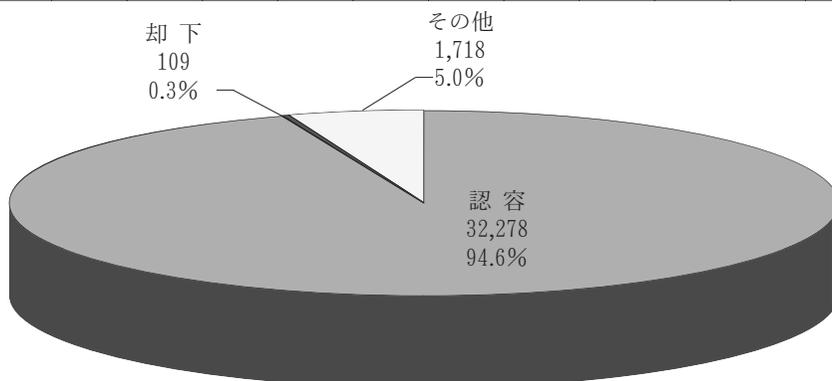
(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

2 終局区分について (資料2)

- 成年後見関係事件の終局事件合計34,105件のうち、認容で終局したものは約94.6% (前年は約91.9%) である。

(資料2) 終局区分別件数

	既済 総数	後見開始			保佐開始			補助開始			任意後見監督人選任		
		認 容	却 下	そ 他	認 容	却 下	そ 他	認 容	却 下	そ 他	認 容	却 下	そ 他
全国	34,105	26,397	56	1,256	4,154	25	252	1,152	13	103	575	15	107



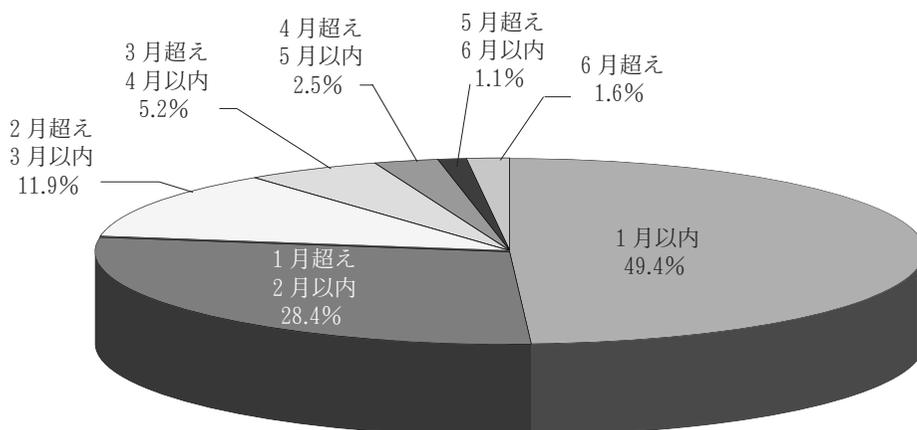
(注1) 平成25年1月から12月までに終局した件数である。

(注2) その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

3 審理期間について (資料3)

○ 成年後見関係事件の終局事件合計34,105件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約77.8%（前年は約80.5%）、4か月以内に終局したものが全体の約94.8%（前年は約95.2%）であり、前年と比べて、審理期間は若干長期化した。

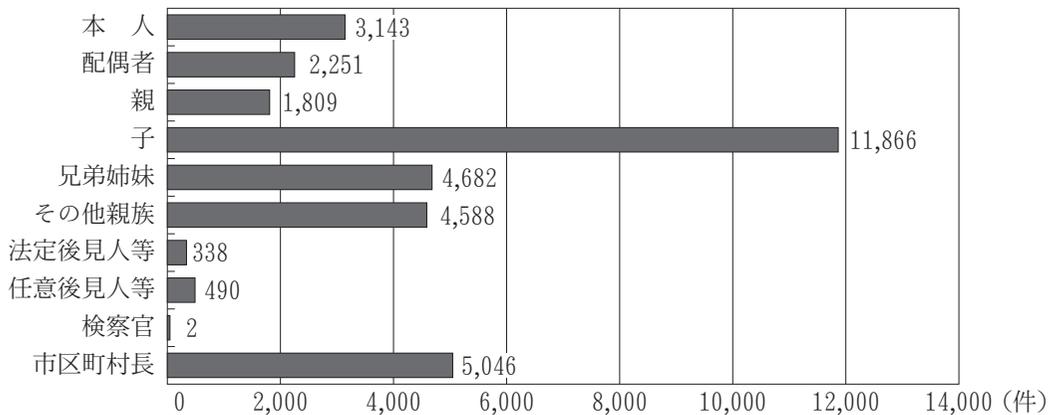
(資料3) 審理期間別の割合



4 申立人と本人との関係について（資料4、5）

- 申立人については、本人の子が最も多く全体の約34.7%を占め、次いで市区町村長（約14.7%）、本人の兄弟姉妹（約13.7%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは5,046件で、前年の4,543件（全体の約13.2%）に比べ、対前年比約11.1%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（34,215件）を母数としており、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（34,105件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 市区町村長申立件数(家庭裁判所管内別)

管 内	件 数
東 京	841
横 浜	474
さいたま	267
千 葉	213
水 戸	33
宇 都 宮	18
前 橋	41
静 岡	115
甲 府	37
長 野	70
新 潟	47
大 阪	485
京 都	182
神 戸	200
奈 良	58
大 津	66
和 歌 山	46
名 古 屋	193
津	60
岐 阜	36
福 井	31
金 沢	31
富 山	41

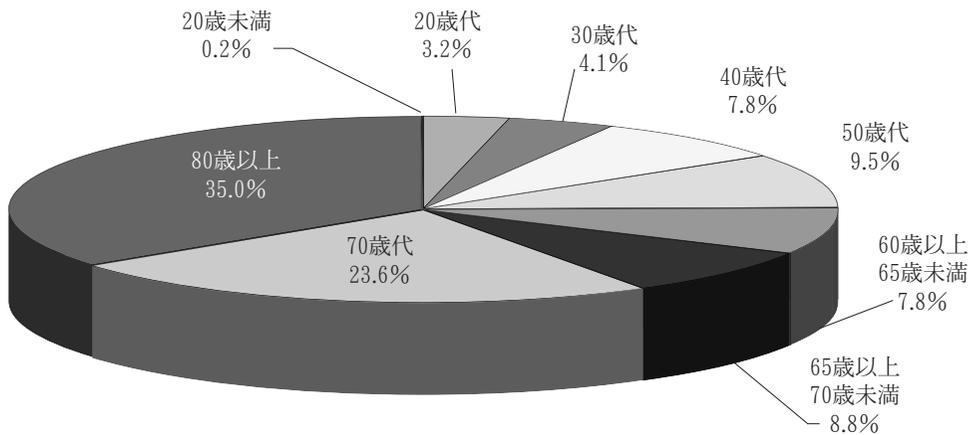
管 内	件 数
広 島	79
山 口	63
岡 山	179
鳥 取	47
松 江	40
福 岡	97
佐 賀	30
長 崎	21
大 分	20
熊 本	73
鹿 児 島	22
宮 崎	51
那 覇	77
仙 台	58
福 島	83
山 形	92
盛 岡	16
秋 田	11
青 森	61
札 幌	80
函 館	13
旭 川	20
釧 路	30
高 松	50
徳 島	40
高 知	37
松 山	71
総 数	5,046

(注) 市区町村別の申立件数については把握していない。

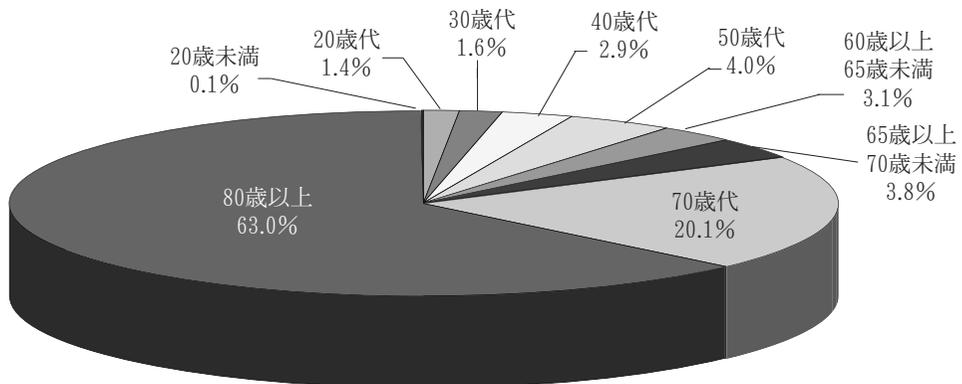
5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

- 本人の男女別割合は、男性が約39.9%、女性が約60.1%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約35.0%を占め、次いで70歳代の約23.6%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.0%を占め、次いで70歳代の約20.1%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約67.4%を、女性では女性全体の約86.9%を占めている。

（資料6） 本人の男女別・年齢別割合
（男性）



（女性）

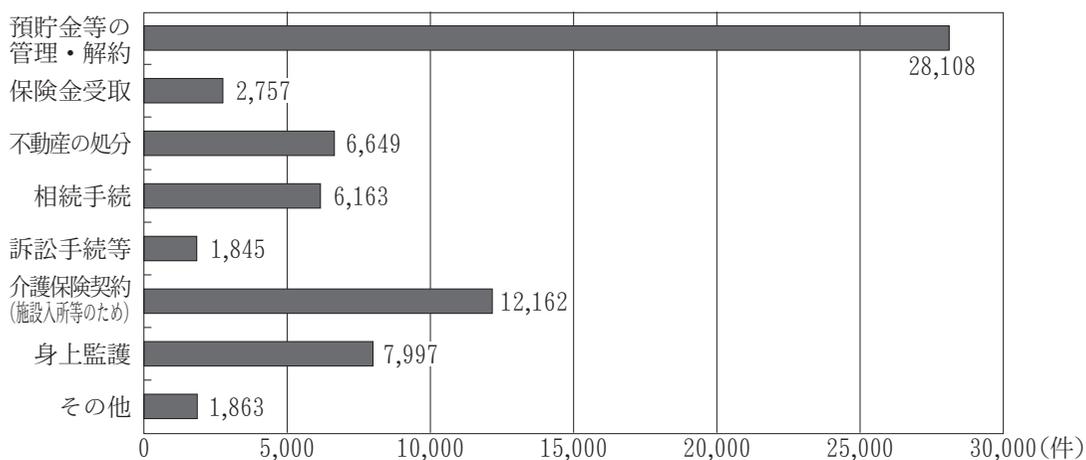


（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、介護保険契約（施設入所等のため）となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数



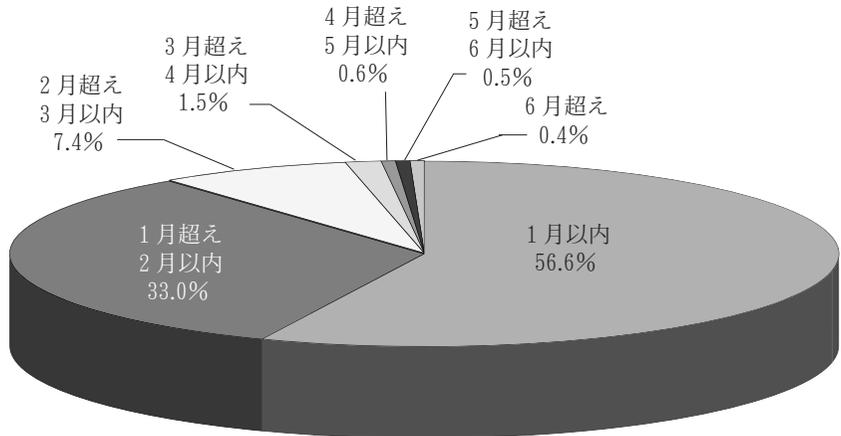
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事件総数（34,105件）とは一致しない。

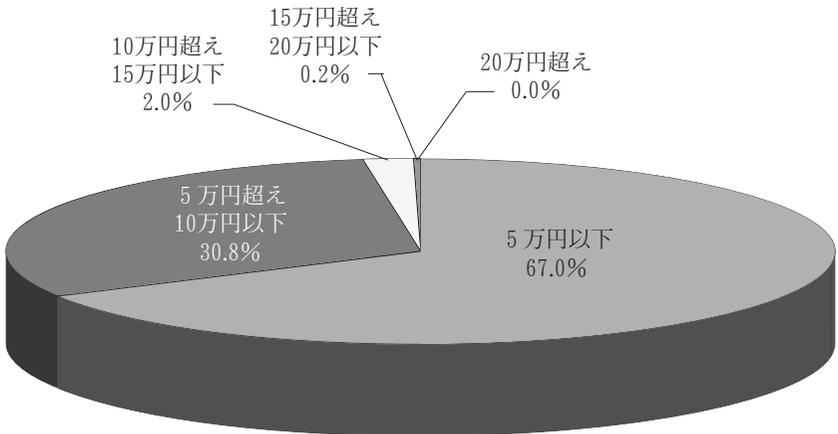
7 鑑定について（資料8、9）

- 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約10.9%（前年は約10.7%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約56.6%（前年は約55.9%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約67.0%（前年は約68.9%）となっており、全体の約97.8%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約98.6%であった。）。

(資料8) 鑑定期間別割合



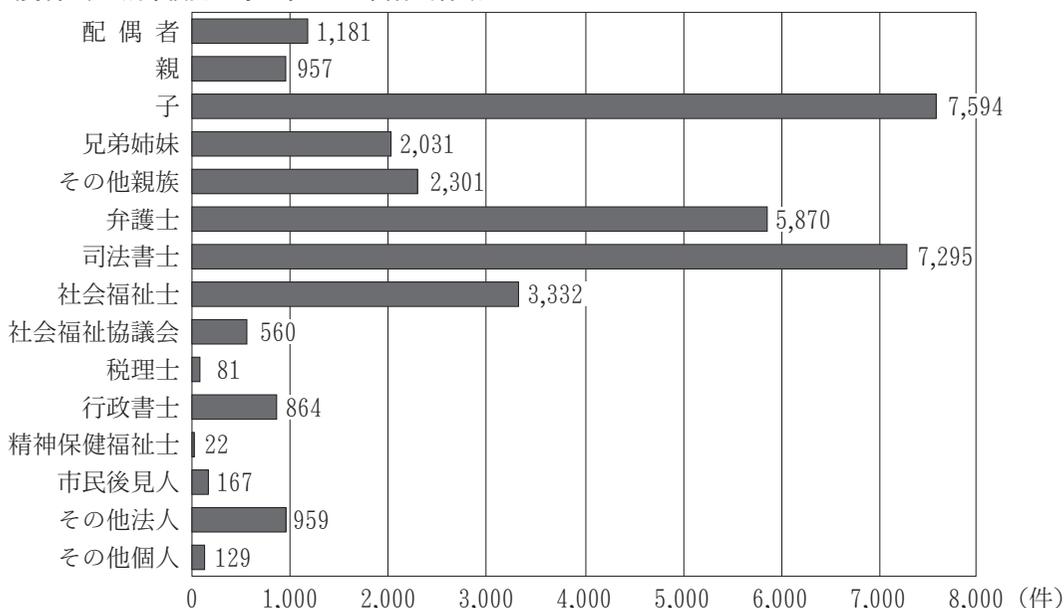
(資料9) 鑑定費用別割合



8 成年後見人等と本人との関係について（資料10）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約42.2%（前年は約48.5%）となっている。
- 親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約57.8%（前年は約51.5%）であり、前年と同様、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。その内訳は、弁護士が5,870件（前年は4,613件）で、対前年比で約27.2%の増加、司法書士が7,295件（前年は6,382件）で、対前年比で約14.3%の増加、社会福祉士が3,332件（前年は3,121件）で、対前年比で約6.8%の増加となっている。

（資料10） 成年後見人等と本人との関係別件数



（注1） 後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

（注2） 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（33,343件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（31,703件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

（注4） 弁護士、司法書士及び行政書士の数値は、弁護士法人233件、司法書士法人197件及び行政書士法人27件をそれぞれ含んでいる。

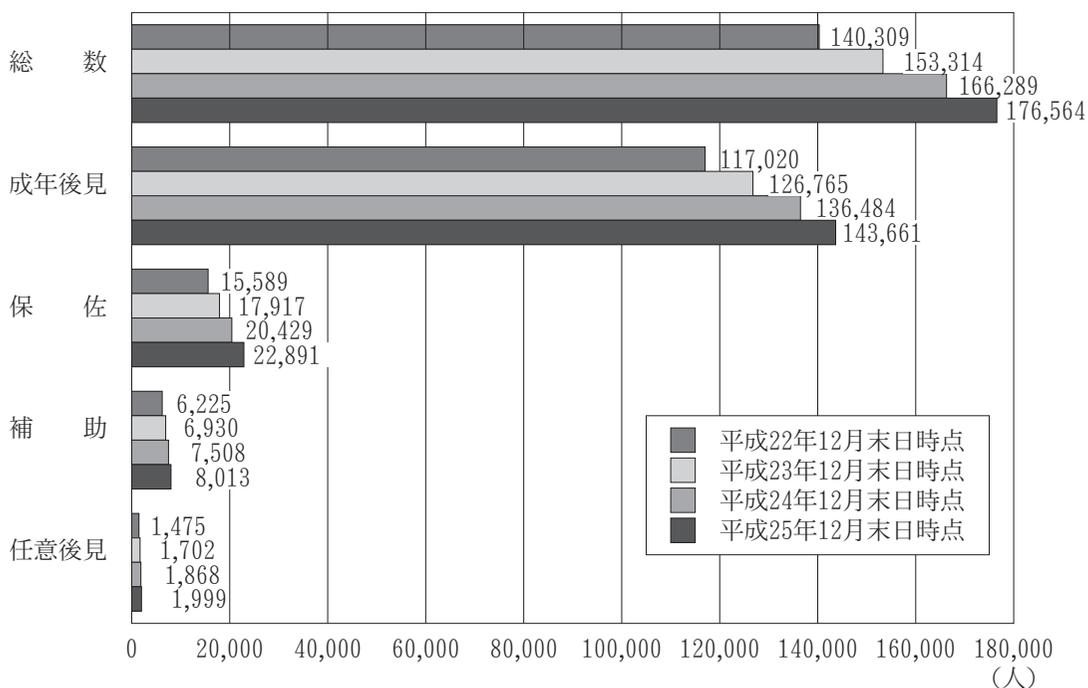
（注5） 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

- ※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。
- ※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。
- ※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 平成25年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で176,564人（前年は166,289人）であり、対前年比約6.2%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は143,661人（前年は136,484人）であり、対前年比約5.3%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は22,891人（前年は20,429人）であり、対前年比約12.1%の増加となっている。
- 補助の利用者数は8,013人（前年は7,508人）であり、対前年比約6.7%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は1,999人（前年は1,868人）であり、対前年比約7.0%の増加となっている。

（資料11） 成年後見制度の利用者数の推移



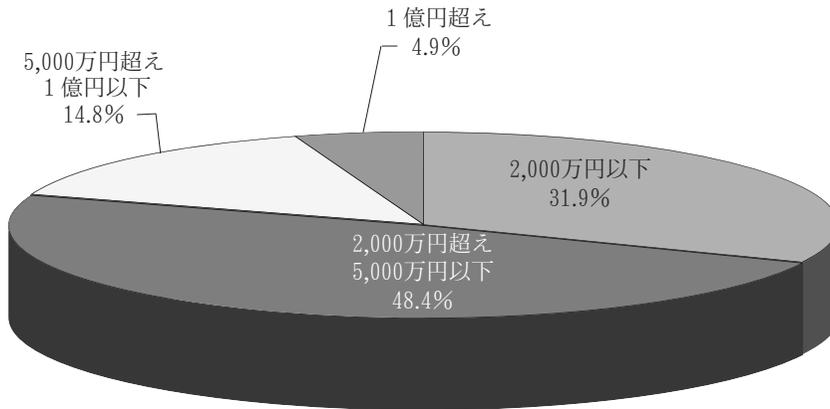
（注1） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

（注2） 成年後見制度の利用者数は、平成22年から調査を開始した。

参考 後見制度支援信託の利用状況について

- 後見制度支援信託を利用するために、後見人が代理して信託契約を締結した成年被後見人及び未成年被後見人の数は533人（前年は98人）であり、信託した金銭の平均額は約3,700万円である。

（参考資料） 信託財産額の分布



（注1） 後見制度支援信託とは、成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みのことをいう。平成24年2月1日に導入された。

（注2） 後見制度支援信託の対象となるのは、成年後見及び未成年後見事件である。

（注3） 平成25年1月から12月までに、信託契約が締結された事件を対象とした。

[編注] 本資料は、最高裁判所事務総局家庭局の承諾を得て転載するものである。<<http://www.courts.go.jp/about/siryo/kouken/index.html>>